

第14章 建設業

第1節 建設業の振興

1 建設業の現状

建設業は、社会資本整備の担い手としてますます重要となっており、雇用の場としても大きな役割を果たしていますが、その構造をみると、中小零細業者が多く、経営状況の改善や労働条件が立ち遅れています。従業者の高齢化と若年層の建設業離れなど、労働者の不足が進行しています。

建設業を、技術と経営に優れた労働者に魅力ある産業として発展させるため、企業の自助努力を促しながら、合併等により企業体質の改善及び技術の向上を目指す県内建設業者を支援するとともに、労働環境の改善、元請・下請関係の適正化等に努めています。

◆全産業に占める建設業の位置

	全 产 業	うち建設業(構成比)
総生産(名目)	38,312	4,924 (12.9)
雇用者所得	21,190	3,117 (14.7)
雇用者数(県内スペース)	507,440	78,396 (15.5)
就業者数	611,639	88,326 (14.4)

注)「平成11年度秋田県県民経済決算年報」(平成13年12月発行)による。

◆建設業の許可業者数

年区分	9	10	11	12	13	14
知事	5,359	5,416	5,670	5,696	5,680	5,570
大臣	56	56	62	64	63	61
計	5,415	5,472	5,732	5,760	5,743	5,631

注)各年3月31日現在の業者数である。

◆資本金階層別許可業者数(平成14年3月31日現在)

個 人	法 人						合 計
	200万円以上	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	小 計	
1,788 (32.1%)	70	1,330	786	1,549	47	3,782 (67.9%)	5,570 (100.0%)
3,188 (57.2%)			2,382 (42.8%)				

2 建設業の構造改革の推進

建設業の構造改善を推進するために、建設産業構造改善推進3ヵ年計画に基づき、人を大切にする建設産業を目指して、次の事業を推進しているところです。

- ア. 生産性の向上
- イ. 建設生産システムにおける合理化の推進
- ウ. 不良不的格者の排除
- エ. 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善



建設産業構造改善推進大会(建設産業における構造改善の必要性をPRすることにより構造改善を一層推進する)

第2節 入札参加資格審査

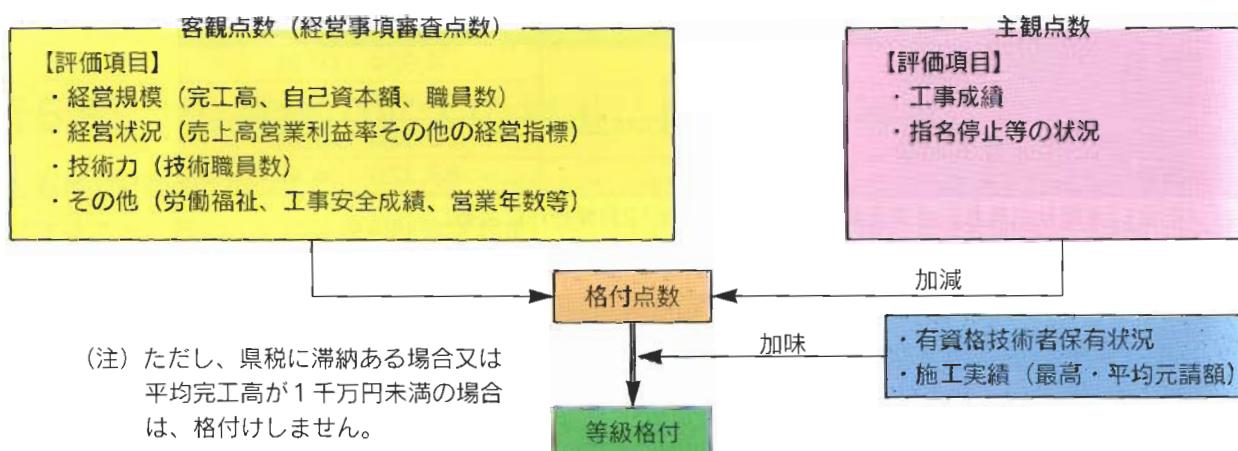
1 入札参加資格審査（等級格付）の仕組み

発注する建設工事の規模や難易度等に見合う能力を有する建設業者を効率的に選定するために、あらかじめ入札参加資格審査（等級格付）を行っています。

県内業者については、建設業法に基づく経営事項審査による点数（客観点数）に、工事成績や指名停止等の状況による点数（主觀点数）を加減した点数（格付点数）を基礎として、有資格技術者保有状況や施工実績（最高元請額・平均元請額）等も加味して、等級格付しています。また、県外業者については、経営事項審査による点数を基礎として等級格付しています。

いずれも、2年に1回の等級格付（格付のない者についてはその中間年に格付け）となっています。

【等級格付の仕組み（県内業者の場合）】



2 等級・工種別格付業者数（平成14年度）

① 県内業者

等級	工種	一般土木	建築一式	電気	給排水	その他	計
A 級		254	81	85	98	468	986
B 級		356	115	100	128	159	858
C 級		560	250				810
合 計		1,170	446	185	226	627	2,654

② 県外業者

A 級	273	151	163	161	915	1,663
合 計	1,443	597	348	387	1,542	4,317

3 年度別格付業者数

区分	工種	9	10	11	12	13	14
県内	業者実数	1,710	1,800	1,788	1,851	1,825	1,880
	業者延数	2,291	2,409	2,439	2,532	2,562	2,654
県外	業者実数	707	745	722	745	702	730
	業者延数	1,594	1,652	1,671	1,716	1,628	1,663

注) 「業者延数」とは、工種毎の格付業者数を単純合計したものといいます。

第3節 入札・契約制度

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨等も踏まえ、「透明性の確保」、「公正競争の促進」、「不正行為の排除」及び「適正な施工の確保」等を基本として、入札・契約制度の適正化に努めています。

透明性の確保 (情報の公表)	<ul style="list-style-type: none">①工事の発注見通しの公表（予定価格250万円超の工事について、原則4月、7月、10月及び1月に公表。インターネットでも公表）②入札参加資格者、資格者名簿及び指名基準の公表（隨時）③業者選定経緯及び入札結果の公表（250万円超の工事について、契約後に公表）④契約の相手方、内容等の公表（③に同）⑤予定価格の公表（4千万円は入札前に公表、その他（250万円超4千万円未満）は抽出試行）⑥積算内訳書事前公表の試行実施（農林水産部、建設交通部 66工事）⑦低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表（契約後に公表）⑧低入札価格調査結果の概要の公表（契約後に公表）⑨その他入札契約制度に関する要綱、要領等の公表 など
-------------------	--

公正な競争の促進	<p>①入札参加意欲のある業者を公募するタイプの入札方式の導入</p> <table border="1"><thead><tr><th>入札方式</th><th>対象工事 (原則)</th><th>指名対象地域 (原則)</th><th>主な入札参加要件 (原則)</th><th>13年度 件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般競争入札</td><td>22.2億円以上</td><td>制限なし</td><td>・特定A級 ・技術者選任配置 ・経審点数 ・同種工事施工実績</td><td>2</td></tr><tr><td>公募型指名 競争入札</td><td>3億円以上 22.2億円未満</td><td>全県</td><td>・特定A級 ・技術者選任配置等</td><td>39</td></tr><tr><td>簡易公募型 指名競争入札</td><td>1億円以上 3億円未満</td><td>県北・中央 県南の単位</td><td>・特定A級 ・技術者選任配置等</td><td>211</td></tr></tbody></table> <p>(注) 原則1億円未満の工事については、通常の指名競争入札が実施されています。</p> <ul style="list-style-type: none">②民間技術力を活用する入札方式（VE、設計・施工一括発注方式）の施行③指名基準（発注標準等）の適切な運用、経営JV制度の活用④入札金額内訳書の提示（簡易公募型指名競争入札等（原則1億円以上））⑤指名に関する説明要求、回答の仕組みの措置（同）	入札方式	対象工事 (原則)	指名対象地域 (原則)	主な入札参加要件 (原則)	13年度 件数	一般競争入札	22.2億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者選任配置 ・経審点数 ・同種工事施工実績	2	公募型指名 競争入札	3億円以上 22.2億円未満	全県	・特定A級 ・技術者選任配置等	39	簡易公募型 指名競争入札	1億円以上 3億円未満	県北・中央 県南の単位	・特定A級 ・技術者選任配置等	211
入札方式	対象工事 (原則)	指名対象地域 (原則)	主な入札参加要件 (原則)	13年度 件数																	
一般競争入札	22.2億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者選任配置 ・経審点数 ・同種工事施工実績	2																	
公募型指名 競争入札	3億円以上 22.2億円未満	全県	・特定A級 ・技術者選任配置等	39																	
簡易公募型 指名競争入札	1億円以上 3億円未満	県北・中央 県南の単位	・特定A級 ・技術者選任配置等	211																	

不正行為の排除	<ul style="list-style-type: none">①談合情報対応マニュアルによる談合情報への厳正な対応（公正取引委員会との連携）②談合、一括下請負等の不正行為に対する厳正な処分等（指名停止、建設業法上の監督処分）
---------	--

適正な施工の確保	<ul style="list-style-type: none">①発注者支援データベースシステムによる技術者選任配置の確認②現場施工体制把握要領に基づく立入点検の実施③工事成績評定の実施（500万円以上の工事）、評定結果の受注者に対する通知④工事成績評定結果等の入札参加資格審査（格付け）への反映⑤低入札価格調査制度の厳正な実施（簡易公募型指名競争入札等（原則1億円以上））<ul style="list-style-type: none">・業者に対するヒアリング、資料収取・公共工事技術審査委員会（府外委員を含む。）による審査・落札業者の施工体制の点検強化
----------	--

第4節 CALS/EC(電子入札等)の推進について

秋田県では、情報技術（IT）を活用した情報やサービスの提供など、より豊かな県民生活実現のために各種施策を推進しているところですが、この一環として、公共事業における各種情報の電子化と電子化情報により、建設総コスト縮減や効率的で透明な事業執行実現のためCALS/EC導入の取り組みを進めています。

CALS/ECを実現するためには、受注者・発注者が共に歩調を合わせて情報化等の取り組みを進める必要があることから受注者・発注者の関係者からなるIT専門部会を設置し導入に向けた検討を進めています。

CALS/ECが実現すれば、インターネットによる電子入札や電子納品などが可能となり、コスト縮減や事務の透明性の向上、効率化が期待されます。

導入目標年次（国土交通省地方展開アクションプログラムより）

都道府県・政令指定都市	2003（H15）年度、一部本運用、2007（H19）年度完了
主要地方都市（中核市）	2004（H16）年度、一部本運用、2008（H20）年度完了
市町村	2004（H16）年度、一部本運用、2010（H22）年度完了

CALS/ECとは

1. 公共事業の調査・計画、設計、調達（入札・契約）及び施工管理、施設の維持管理等の各種情報の電子化と、関係者間での効率的な情報交換・共有・連携の仕組みのこと。
例えば、工事の打合せ協議を電子メールで実施、工事写真や図面を電子化し共有化、入札や申請をインターネットで行う電子商取引などの実現を図るもの。
2. 建設分野におけるCALS/ECは、公共事業の品質確保、コスト縮減、業務の効率化及び公共事業執行の透明性を高める方策として期待されています。